

令和6年12月9日

令和6年第3回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会資料

(令和6年12月5日付託分)

附 属 資 料

会 計 局

目 次

	ページ
1 収入証紙に関する条例 新旧対照表【会計局関係】	1

1 収入証紙に関する条例（昭和 39 年神奈川県条例第 76 号）新旧対照表【会計局関係】

〈第 1 条関係〉

改 正	現 行
<p>（証紙による収入の方法により徴収する使用料及び手数料）</p> <p>第 2 条 証紙による収入の方法により徴収する使用料及び手数料は、別表のとおりとする。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>（1） 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第 3 条第 8 号に規定する申請等及び神奈川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年神奈川県条例第 8 号）第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同条例第 2 条第 6 号に規定する申請等に係る使用料及び手数料（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>（2） （略）</p> <p>（3） <u>前 2 号に掲げるもののほか、知事が特にやむを得ないと認めた使用料及び手数料</u></p> <p>別表（第 2 条関係） （略）</p>	<p>（証紙による収入の方法により徴収する使用料及び手数料）</p> <p>第 2 条 証紙による収入の方法により徴収する使用料及び手数料は、別表のとおりとする。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>（1） 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第 3 条第 8 号に規定する申請等及び神奈川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年神奈川県条例第 8 号）第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同条例第 2 条第 6 号に規定する申請等に係る使用料及び手数料（<u>一般旅券発給手数料を除く。</u>）（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>（2） （略）</p> <p>（新設）</p> <p>別表（第 2 条関係） （略）</p>